

令和3年度 第1回香取市農業委員会総会議事録

令和3年4月7日

4月7日(水)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について
日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第10 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
日程第11 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鶴	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	17番	大	堀	潔		
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤	寛	

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	石	毛	明	子
農地班長	滑	川	典	文	主 査	玉	造	浩	之
主 査	高	橋	亮	太 郎					

開会 午後 2時58分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和3年度第1回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、8番 片野壽夫委員、11番 飯森 孝委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について。下記

のとおり農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める下限面積(別段の面積)の設定について審議を求める。令和3年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページです。

議案第1号は下限面積の設定でございます。

農地法第3条第2項第5号に下限面積の規定があり、北海道を除く都府県については50a以上とされております。

農業委員会は農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになっております。

つきましては、今年度、香取市の下限面積(別段の面積)の設定について、以下のとおり提案するものであります。

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について、香取市は現在、50a以上としております。

令和3年度についても、以下の理由により50a以上とします。

(1) 2015農林業センサスで経営面積が50a以上の農地保有農家が市内全農家数の9割を超えているため。

(2) 管内の荒廃農地率が4%台と比較的低いため。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和3年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは、2ページから8ページで、整理番号は1番から15番までです。

整理番号1番は、農地が譲受人の自宅近くであることから、売買による所有権移転をするものです。

整理番号2番は、新規に法人化し、農業経営に参入するため賃借権の設定をするものです。

整理番号3番は、認定農業者への登録のため、親の農地に使用賃借権の設定をするものです。

整理番号4番は、譲受人が、農業経営の新規参入のため賃借権の設定をするものです。

整理番号5番は、譲受人が、営農型太陽光発電施設設置のため、農地の空中のパネル部分に区分地上権を設定するものです。

この案件につきましては、5条の一時転用の許可申請も要する案件でありますので、本総会で3条、5条あわせて提出されています。

なお、5条の一時転用の案件につきましては、議案の11ページ、議案第5号整理番号2番でご審議いただきます。

営農型の太陽光発電の設備については、農地の所有者と耕作者は同じですが発電業者が異なる場合には、支柱部分については一時転用許可、空中のパネル部分については、3条の区分地上権の設定申請手続きが必要となります。

3条の区分地上権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、一時転用の許可と同時に3条の許可が出ることとなります。

整理番号6番、7番は、それぞれ自作地の隣接農地を取得し、経営の合理化を図りたいことから、贈与による所有権移転をするものです。

整理番号8番は、農地が、譲受人の隣接であることから、売買による所有権移転をするものです。

整理番号9番は、農地が、譲受人の自作地近くであることから、売買により所有権移転を

するものです。

整理番号 10 番、譲受人は畜産業を営んでおりますが、今回、牧草用地として新規に農地を借り受ける申請となったものです。

整理番号 11 番、12 番は、譲渡人が農業経営廃止のため、整理番号 11 番は贈与により、整理番号 12 番は売買により所有権移転をするものです。

整理番号 13 番、14 番、15 番は、譲渡人が農業経営縮小のため、売買により所有権移転をするものです。

以上、15 件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第 4 班 班長 飯森 孝委員。

1 1 番飯森委員 第 4 班事前審査会の報告をします。

議案第 2 号について、去る、3 月 26 日、金曜日午後 1 時 30 分より市役所 301 会議室において、第 4 班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第 3 条の案件は 15 件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

なお、整理番号 10 番については、譲受人である〇〇〇〇氏に出席を要請し、説明を求め審議の参考といたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第 2 号のうち、整理番号 5 番以外の案件については、農地法第 3 条第 2 項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

但し、整理番号 10 番については、農地を借り入れての経営は初めてであるため、注意深く経過観察する必要があるとの意見がありました。

次に、整理番号 5 番については、「農地法第 3 条第 2 項ただし書」に定められている、「申請農地の営農に、支障はないか」・「申請農地の周辺の農地の営農に支障はないか」・「申請農地の耕作者からの同意はあるか」を調査したところ、いずれも満たしているものと思われま

すが、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願ひいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は譲受人の自宅から近く、耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

すが、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号2番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、法人の代表取締役の〇の農地に、賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇などの〇〇〇〇を計画しており、経営面積は5年程度で、28haを目標としております。

農業経営の実施計画書も、香取農業事務所において指導を受けながら、計画を立てており、その内容においても適正で、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が認定新規就農者になるために、親の農地に使用賃借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と、判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番、5番の2件について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

譲受人は、〇〇〇〇〇を計画しており、経営面積は5年程度で20,000㎡を目標としております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正で、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号5番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

本申請は、議案第5号整理番号2番、営農型太陽光発電施設の申請に関連するものです。

譲渡人が耕作を継続しながら、譲受人が、農地の空中のパネル部分に区分地上権を設定して、営農型太陽光発電を行うものです。

したがって、特に問題がないと思われませんが、議案第5号整理番号2番に関連していることから、本総会にて、議案第5号整理番号2番が、許可相当との意見を附して、進達することに決定された場合には、先ほど事務局から説明があったとおり、本案件の区分地上権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、千葉県知事の処分と同様の処分に合わせる事が望ましいと思われしますので、一時転用の許可と同時に3条の許可をすることが、妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番、7番の2件について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が、自作地の隣接農地を取得し、耕作の利便性の向上を図りたい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、耕作の利便性の向上を図りたい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番について、12番 高松多可史委員。

12番高松委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、山田推進委員には電話連絡をしております。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、農地を取得するものであります。

申請地は、譲受人の自作地に隣接しており通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号9番、10番の2件について、13番 鵜澤幹司委員。

13番鵜澤委員 整理番号9番について、齋藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため、農地を処分したい意向であり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号10番について、齋藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が、農地を活用した農業経営を行いたい意向があり、賃借権の設定を行うものであります。

申請地は、以前、〇〇でありましたが栽培を行っていた地元の方が亡くなり、〇〇〇〇〇〇後、それを引き継ぐ形で〇〇〇の方が、こちらに来て〇栽培を継続していた土地であります。しかしながら、その方も亡くなり現在は、その妻が相続されております。

現在の現地の状況ですが、〇〇〇はすでに伐採され不耕作地となっております。

譲受人は、肉用牛の餌となる牧草を計画しており、主に自家消費計画しており、経営面積は13,000㎡を目標としております。

事前審査会においては、譲受人が出席のうえ説明を求めました。過去25年にわたり酪農業の経験がありますが、畜産の経営主体としての経験が未熟と感じ、かつ農地を借り入れての経営は初めてであるため、注意深く経過観察する必要があると思われました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号11番について、15番 林 藤江委員。

15番林委員 整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、弟である譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地に隣接しており、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号12番から15番の4件について、18番 栗林利男委員。

18番栗林委員 整理番号12番について、根本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号14番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の

良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 15 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第 3 議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和 3 年 4 月 7 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、9 ページで、整理番号は 1 番です。

整理番号 1 番、砂利採取事業の期間延長に伴う砂利採取用地および砂利採取搬出入路用地

の一時転用期間延長の申請です。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、1件です。すべて関連案件であります。

書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については、問題ないとの意見でした。

したがって、議案第3号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、18番 栗林利男委員。

1 8番栗林委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇方面に行って、〇〇の〇〇〇を左に行きまして、〇〇の〇〇、そちらの方に〇kmほど行った先の右手の奥です。そちらで砂利採取をしています。

本件は、譲受人は申請地において、令和3年6月30日まで、砂利採取および搬出入路用地としての一時転用許可を受けていますが、元である砂利採取計画の延長により、一時転用期間を延長するものです。

なお、そのほか事業内容に変更はなく、周辺の営農に支障もないため、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

整理番号1番、転用目的は植林用地で、権利の内容は所有権移転です。

本申請地については、令和2年5月8日総会における、議案第8号農業振興地域整備計画の変更に関する、農用地からの除外審議のうち、整理番号1番で審議いただきましたが、第2種農地との判断でありました。

しかし、その後の千葉県知事における除外の協議においては、本申請地付近の農地は、隣接市町側にも農地の広がりがあることから、本申請地の農地区分は、第1種農地との判断となりました。

そのため、今回、本申請地について、転用の可否とともに農地区分についても改めて審議いただきますが、本申請地においては、不許可例外事由〇に該当見込みとなることから、令和3年1月22日に除外がなされております。

整理番号2番は、総会議案4ページの農地法第3条議案第2号整理番号5番でご審議いただきました案件の関連です。

転用目的は、営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は使用貸借権で、一時転用です。一時転用許可対象面積については、太陽光発電施設の柱の設置部分のみが対象となります。

申請地の農用地区分は、農用地区域内の農地であります。不許可例外事由Cに該当しません。

整理番号3番、転用目的は、専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号4番、転用目的は、貸資材置場用地で、権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地であります。不許可例外事由Iに該当します。

以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1 班飯森委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、4件であります。

4件について、書類および写真で審査した結果、

まず、整理番号1番以外の3件について、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達

が妥当であるとの結論に達しました。

次に、整理番号1番については、事務局からの説明のとおり、令和2年5月総会にて、第2種農地として、農業振興地域からの除外について、意見進達したところですが、申請地付近は、〇〇側にも農地の広がりがあるため、第1種農地として、判断の見直しをいたしました。但し、申請理由としましては、既存の太陽光発電施設が必要とする森林を確保する目的であることから、不許可例外事由〇の既存施設の拡張に該当すると思われることから、許可相当との意見進達もやむなしとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇線、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇方面へ〇〇mほど行った右側です。

前段として、本件は、令和2年5月総会の農業振興地域整備計画変更に関する意見の議案で審議され、市農政課で令和3年1月22日付けで農用地区域の指定を解除された農地ですが、先ほど班長より説明があったとおり、申請地の農地区分は、5月総会の農地区分判断が、その後の協議の中で、第2種農地より第1種農地の不許可例外適用に見直されております。

この申請は、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む〇〇で、現在、申請地に隣接する土地で林地開発により太陽光発電施設を設置していますが、この林地開発の計画で予定していた森林用地が確保できなくなったため、隣接地である申請地を森林用地として利用するものです。

申請地は、現況のまま利用し、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで自然浸透処理となります。

また、隣接する農地は譲受人の所有農地であり、工作物などは設置せず、現況のまま利用するため、特段の影響はないと考えられます。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 整理番号2番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

本件は、譲受人は〇〇〇年より〇〇〇で一般廃棄物の収集、運搬業などを営んでおりますが、〇〇〇の工場で廃棄物の再資源化により生成されたガラス状の固化物である溶融スラグ、これは砂の代わりとして、土木・建築資材として有効利用されているもので、譲受人が経営する会社では〇〇〇年より取扱っておりますが、今後、この資材の販路を拡大し、取扱量もふえるため、申請地をこの会社への貸資材置場とするものです。

申請地は、現況、〇〇で〇〇㎡を超える面積で、盛り土を行うため、市環境部局へ埋立て許可申請が提出されています。

排水は、雨水のみで、敷地内で自然浸透処理となります。

また、隣接する農地との境界は1対1.5勾配の法面とし、土留めを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は、〇〇〇〇〇〇〇より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和3年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは14ページから54ページで、整理番号は1番から97番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上97件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号 整理番号28番、56番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号28番、56番の2件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号28番、56番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号 整理番号28番、56番の2件を除く95件について、審議いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号 整理番号28番、56番の2件を除く95件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号 整理番号28番、56番の2件を除く95件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和3年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは55ページから70ページで、整理番号は1番から29番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、29件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第8 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和3年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は5件です。

◎日程第9 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和3年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は39件です。

◎日程第10 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地及び採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。令和3年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第11 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和3年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は5件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時00分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人